

鴻巣市肥料価格高騰対策支援金 よくある質問(Q&A)

<事業全体について>

Q1. この支援金はどのような目的の事業ですか。

A1. 国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、肥料価格の高騰により影響を受けている農業者を支援するため、肥料購入費の一部を補助する事業です。

Q2. 給付金額はいくらですか。

A2. 対象期間内に購入した肥料購入費の30%以内で、1農家世帯員または1農業法人あたり上限20万円です。

Q3. 申請額は必ず給付されますか。

A3. 申請額の合計が予算額を超えた場合は、給付額を調整します。そのため、給付額が減額となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

<対象者について>

Q4. 誰が申請できますか。

A4. 市内に住所を有する農家または市内に本店所在地を置く法人で、市内の農地で耕作を行う販売農家が対象です。

Q5. 販売農家とは何ですか。

A5. 経営耕地面積30アール以上または令和7年分の農業収入50万円以上の農家です。

Q6. 農業法人も対象になりますか。

A6. はい。株式会社、農事組合法人等も対象です。

Q7. 家庭菜園や自家消費のみの場合も対象になりますか。

A7. はい。経営耕地面積30アール以上の農家は対象です。

Q8. 市外の農地のみで耕作している場合も対象になりますか。

A8. いいえ。市内在住であっても、市外の農地のみで耕作を行っている場合は対象外です。

Q9. 市内の農地で耕作しているが、市内在住ではない場合は対象になりますか。

A9. いいえ。申請者は市内に住所を有している必要があります。

Q10. 経営耕地面積30アール以上の確認方法は何ですか。

A10. 農業委員会が管理している農地台帳により経営耕地面積を確認します。農地台帳に掲載されていない農地は、対象となりません。なお、農地台帳は、申請者の同意を得た上で、市が確認します。

Q11. 農業収入50万円以上の確認方法は何ですか。

A11. 令和7年分の農業収入について、税申告書類により確認します。なお、農業法人の場合は、直近の決算分の確定申告書および法人事業概況証明書の写しを添付してください。

<対象肥料について>

Q12. どのような肥料が「対象肥料」になりますか。

A12. 「肥料の品質の確保等に関する法律(肥料法)第2条第1項」に規定される肥料で、肥料として販売され、作物の栽培に使用するものが対象です。緑肥や土壌改良材も対象となりますが、農薬は対象外です。また、市外の農地で使用する目的で購入した肥料も対象外です。

Q13. 「肥料の品質の確保等に関する法律」とは何ですか。

A13. 肥料の品質確保と適正流通を目的に、成分表示や登録等について定めた法律です。本支援金では、この法律に基づく肥料を原則対象としています。

Q14. 化学肥料(窒素・リン酸・加里など)は対象ですか。

A14. はい。化学肥料は代表的な対象肥料です。

Q15. 有機肥料や堆肥は対象ですか。

A15. 肥料法上の「肥料」として販売されている有機質肥料は対象です。ただ

し、自家製堆肥や無償で提供されたものは対象外です。

Q16. 肥料袋に「肥料」と明記され、成分表示があるものは対象ですか。

A16. はい。肥料法に基づく表示(肥料の種類、成分など)があるものは、原則として対象です。

Q17. 微量要素肥料(鉄・マンガン等)は対象ですか。

A17. はい。肥料として販売され、作物の栽培に使用するものであれば対象となります。

Q18. 農薬は対象ですか。

A18. いいえ。農薬取締法に基づく農薬は対象外です。

Q19. 土壌改良材は対象ですか。

A19. 植物の栄養供給や栽培に資する目的で、土壌に施用されるもので、石灰質肥料や土壌改良用資材などは対象になります。

Q20. 活力剤・植物調整剤は対象ですか。

A20. 肥料法に基づく肥料に該当しないものは対象外です。表示や販売区分をご確認ください。

Q21. ホームセンターで購入した園芸用品は対象ですか。

A21. 「肥料」として販売されているものであれば対象となる場合がありますが、園芸用資材や改良材などは対象外となる場合があります。成分表示をご確認ください。

Q22. 「有機 JAS 対応」と記載された資材は対象ですか。

A22. 有機 JAS 対応であっても、肥料法上の肥料に該当しない場合は対象外です。

Q23. 液体肥料は対象になりますか。

A23. はい。液体であっても、肥料として販売・表示されていれば対象です。

Q24. 他の助成制度で補助を受けた肥料も対象になりますか。

A24. いいえ。同一の肥料購入費について、他の補助金との重複はできません。

Q25. 水稲に使用する場合、令和9年産米用の肥料も対象になりますか。

A25.水稲作の場合は、令和8年産米用の肥料と令和9年産米用の肥料を併せて申請することはできません。どちらか一方となります。

Q26. 対象肥料になるか不安な場合はどうすればよいですか。

A26. 事前に市役所農政課へ肥料の名称や品質表示が分かるものを持参のうえ、ご相談ください。

<購入・証明書類について>

Q27. いつ購入した肥料が対象ですか。

A27. 令和8年2月1日から令和9年1月31日までに購入(支払いが完了)した肥料が対象です。

Q28. レシートや領収書は必要ですか。

A28. はい。肥料名・購入日・金額が確認できる書類が必要です。領収書がない場合は、通帳等の写しと購入内容が確認できる注文書や納品書の写しを併せて提出してください。

Q29. レシートに肥料名が記載されていない場合はどうなりますか。

A29. 対象肥料であることが確認できないため、給付対象外となる場合があります。

Q30. インターネット購入でも対象になりますか。

A30. はい。肥料であることと購入内容が確認できれば対象です。

Q31. 分割で購入した場合も合算できますか。

A31. はい。対象期間内の購入分をまとめて1回の申請としています。

Q32. 以前に購入した在庫肥料は対象になりますか。

A32. 対象期間外に購入した肥料は対象外です。

<申請書について>

Q33. 申請書はどこで配布していますか。

A33. 市ホームページのほか、市役所本庁舎2階の農政課(32番窓口)と農協の窓口で配布しています。

Q34. いつから申請できますか。

A34. 申請期間は、令和8年9月1日から令和9年2月10日までです。申請は期間内に1回のみとし、購入した肥料をまとめて申請してください。

Q35. 申請金額の計算方法は。

A35. 市ホームページ掲載の計算書(エクセルシート)を使用し、税込み金額を入力すれば、対象肥料の合計金額と給付申請額が自動計算されます。

Q36. 申請は先着順ですか。

A36. 先着順ではありません。申請額の合計が予算額を超えた場合は、給付額を調整します。そのため、給付額が減額となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

Q37. 申請窓口はどこですか。

A37. 市役所本庁舎2階の農政課(32番窓口)です。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。なお、農協の窓口では、申請書の配布のみを行っています。

Q38. 申請書は郵送でも提出できますか。

A38. はい。郵送での提出も可能ですが、内容確認を行うため、市から連絡する場合があります。その際、市の職員が振込先の銀行口座番号を電話で聞くことはありませんので、ご注意ください。